イオム

Eld: Kou MUKAI
1-1307.1-6.Asahimachi,Abeno,OSAKA,Jap

6,Jan'85 No 288

イオム通信
大阪市阿倍野区旭町1-6,1-1307,
向井 孝

その日その日

…三年前も、この題を使った…

① エライ あさわがせ〜といって、ぼくがしたのは、ほんまに ナアンヤ・てんなビラ…ぐらいのものを、ちょっぴりおもしろ、いたずら遊び〜と名付けて、みんなに送りつけただけで〜それがまあ、ともかく全国25都道府県にひろがって「捨てられ」、初詣でなどで数百万の?足に踏まれた、とはいってもたぶんそれだけの、ひとり芝居みたいなことなのに)、どう思ったのか大逆不敬(オオサカフケイ)サン(ゲリコで大忙しのその上に)スワ天下の一大事とばかりの取扱い。それでいよいよオモシロのいたずら遊びが、本物らしい一そうの遊びになった。

② ほんの思いつきでつけたんやけど、『踏み絵』とはようむうたもんや。ガサのおかげで、ぼくにも、あんたにも、(もちろん否応なしに大逆不敬さんや今、状出した我判官にも)、いよいよはっきりした『踏み絵』!

もうひとつ、ほんの出さな遊びごころのビラが、あっさり無視されるか、大オゴトになるか。どんなふうに ひとりひとりみんなが思うか。あそびを許すか、許さぬか、いわばいまの体制の情況を測る〈象徴的踏み絵〉にいつのまにか、なっていた。さてこれからは……。

③ 一日一日すぎたら、何とかインネンつけて、まずガサが…と60%ぐらいの率で予想してたら、何と油断大敵、12月27日午后にやってきた。掃除がまだすこしのこっていた分だけ、もっていかれたが、ぼくの判断では、ぼく以外に余波を与える物証はとられなかったと思う。ぼく自身については、イオム98%がすべてを公表してるわけで(本来、大衆運動に時間的限定はあってもない絶対秘ナンテありえないから)最初はだれが情報を流した?とせんさくする気になったが、「このガサでかえって世間に『踏み絵ビラ』が注目される、宣伝のエエキッカケにもなる。ちょっと早すぎたけど、ようこんなことで〜それも〝御名御璽〟なんて有難い名つけて来てくれて〜ほんまに礼云いたいワ」というたら(捜査員のボスはそんな考えもあるんですなァ、とエライ感心しながら、クヤシそうやった)、一ぺんにそのように思えて、ようし、さあこれからや、と後の対策がずらっと浮んできたーというわけ。

④ ガサ終了午后四時。すぐ「緊急報告」をかき出して、中途で、〝にんぽぽ〟図書館〟へ

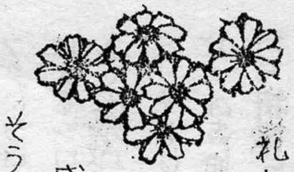

賀状

これはビラです
ご自由に処分して下さい

ご遺言

天皇の運命は、ビラと同じものヨ。
このビラのように、天皇もまた、人々から、ふまれ捨てられるのを、逃れられないのヨ。このビラは、『君主制滅亡の歴史』を、象徴してるのヨ。
(「象徴天皇」って、やっぱり不吉な呪い言葉ネ)
これ決してパロディじゃないヨ。

昭和最後の年 元旦
死にゆく天皇 裕仁 より
ようやく天皇になる明仁 へ

捨てちゃえ 捨ちゃえ
どうせ拾った ビラだもの

島倉千代子

▼いよいよこの版型紙の使い方を説明致します▼
▼イオム 説明して下さる方、ぜひ受付用封筒をそちらでつくって五〜六枚まとめて送って下さい。
なるべく記入、60円と40円切手を半分ずつ貼って。

猫たち

表彰状

あなた方は、84年12月27日大逆不敬のガサ入れに際し家宅捜査執行中の捜査員の背中に突如かけ上り、或は跳躍して肩にとまり、時にほ頭上に佇立するなど、殆らと相交歓しりさすが、この猫、よう付いてありますナアムとあわて、びっくり、手も出せず〜捜査員

—ウラ右へ—

—ウラ左へ—

（表・上段左端よりつづく）の前からきまってた。最終打あげ顔合せをかねた**忘年会**に出て、約三時間半、10時から再び〝報告〟の仕上げと印刷。考えれば、ぼくも間一髪！すべて発送済となったそれに引換いて、又、発送作業。終了投函が午前四時（張り込み尾行あり）

⑤ 28日 もってかれたモノ（すべて印刷物ばかり）の一まず、〈資料〉用に、各50～100部を**コピー**で作製。〈オフダについてはオモシロイかっ肉いてびっくりのエピソード（ガサネタ）があるけど、それはまた…）。ついで〝ガサ〟への声明〝みたいなもんをかねて、地裁、及び府警への**「抗議」**アピール文つくり。ーギョメイギョジ偽造なんて、絶好のアピール標的。教えてくれた感激感謝でいささか興奮しながらの印刷。後前日出来上ったハラハラ通信の発送。その後〝抗議〟の発送作業。（A君、南大阪記者クラブへ資料を持参、説明。反応微妙、㊙がらみのせい？）

⑥ 29日 〝抗議〟参考資料として全口へ発送。午后地裁へ。御用納めで閉門。記者室もカラというので、弁護士事務所へ。（戸田、芳村、ぼく、H君、おくれてふう）〝年内にもタイホ必至。せめて三日すぎに来てくれたら、ぼくも助かりますがなァー〟四時から〈大森デー〉ビラまきデモ。阪急前ほかへ、ふうさんら出動。

このガサ入れを**「御名御璽事件」**と呼ぶことにし、夜八時より、今後の見通し、事件の拡大宣伝にむけての活動の方針、万一のタイホに対する救援と反撃態勢つくりなどの話合いミーティング。〝御名御璽倶楽部〟発足。ニュース第一号をビラとして出すことになる。

⑦ 準抗告申立て書つくり。佳奈は、逮捕の令状発行、とくにるり子さんの立合く立合いに関する、執行手続きの違法性（これほど今迄提起されたことがなく、おもしろい問題）。**イオム287号**版下つくり。年鑑、人名法より新聞、テレビ、雑誌、週刊紙、有識知名人を抄出しての、発送名簿つくり。イオム読者とあわせ発送先700ー以上**30日**

⑧ 31日 準抗告申立書（夜8時半）大阪地裁へ提出。**イオム287号**印刷。御名御璽倶楽部発行**ビラ**「知ってますか？こじつけ「御名御璽偽造」事件」印刷。イオム、ビラ、抗議、「踏み絵ビラ」を一括同封、昨日来作製名簿により全口へ発送。投函完了午後10時50分。

⑨ 85年1月1日。 張りこみ正面口（交替の為か）車動き出し立去る。午前2時、私信投函のため出かけて散歩、約30分！。午前4時就寝・起床10時。電話、来訪者応接。午後三時。とつぜん、○○を散歩。夜年賀状返し、封筒約30通発。（当分即日処理主義）

このごろ、枕許にフロシキ包みが置いてあるわけ

Q（最高裁判事（になったときの）見解

刑法一六四条について

㋑ 164条が御璽の偽造・不正使用を日本国の印（国璽）と併記して重罪としている意味は、明治憲法にその根拠を有していると認められる。旧憲法下において天皇は憲法のなかその上に存在するものであり、日本国と天皇と同格性を有していた。しかるに現憲法においては、天皇の権限は大幅に制限され、国家の形式事務としての「国事に関する行為」のみを有し、「国政に関する行為」を有しないとされる。であるならば、刑法164条が御璽と国璽を同格に併記し、同別の保護対象としていることは憲法違憲といわざるを得ない。

㋺ 御璽偽造・不正使用罪を合憲に解釈することができるとしても、その「行使の目的」とは「天皇の国事行為そのものを侵害する目的」と限定的に解すべきであり、本件はそれが皇室をパロディとしての表現行為であって、国事行為とは無縁であり、164条に該当するものではない。

偽造罪について

㋑ 偽造とは「極めて外観の類似したものを製造すること」である。刑法164条（通貨偽造罪）における、「偽造」に対する判例にみる通り、その「偽造」は「通常人をして、真正のモノだと誤信させるに足る程度のものであること」を要し、その程度に達しないものは「模造」である。現憲法が採用する罪刑法定主義の原則に照らしても御璽の「模造」を「偽造」とコジツケて処罰することはできない。

㋺ 本件の対象となる「天皇踏み絵踏みの刑」に使用される「御名御璽転写の踏み絵ビラ」に印刷された御璽は、とうてい「通常人をして真正の御璽だと誤信させる程度」のものではなく、その大きさ、色、印刷されたものであること、ビラ全体から受ける印象、等を考慮すれば「模造」とも言うにも値しないことは明らかである。よって本件は刑法164条に全く該当しない、ということである。

以上

⑩ 2日 電話十数信。例年この日集るのだが、今年は誰にも通知しなかった。のに誰彼が正月料理持参でやってきて、にぎやかな新年交歓の酒盛？救援センターに電話したが、どこからも逮捕ニュースなしとのこと。何より安心。

⑪ 3日 来信、来電数十通・来訪（今日はのんびり4人）。待ってるのに来ないので、張合いぬけで、どっとくたびれ。松下竜一さんの「記憶の闇」（文芸の月号）（二晩で）一気に読了。スゴイ。（ともかく、ぜひ一読を。山田悦子さんの〝申出事件〟をひいてるのだが、単なるドキュメントや事件物を超えた新しい領域の文学）救援のことなどいろいろ考えさせられる。（今ふうさんが、しがみつくように、一心、よんでる）。張り込み、尾行、いなくなった？

⑫ 4日・5日 7日頃、大阪地裁司法記者室で記者会見を設定すべく、資料〈準抗告申立の要旨〉印刷、ところが記者室当番幹事、すでに事件をしってるのに何故か、はっきりしない。㊙がらみのせい？ アカン。

各地からの連絡しきり。みんなスゴイ。きくながらワクワク、ヒヤヒヤ、ニヤニヤ、なかにはびびって火葬の刑、どうもすんませんど。踏み絵のさまざまな華鏡（美麗えない範囲で次回発行（10日頃）御名御璽倶楽部ニュースで報告・乞ご期待。（あなたの「ポ」も送って）

⑬ 6日 PM2～6、二ジの会出席。（いっぱいスケジュールが）夜半より**イオム288**版下つくり。（ぼくは、二泊の日東から、何ごとを忘れて大山へいく予定。大阪に電話して出るときは 06-62-5253へ）

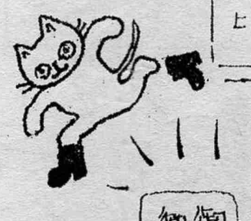

（表彰状つづき）

表・左下ランより

は奇声をあげて、たゞ向井孝氏に抱き取ってもらう以外、全く処置なしという、赫々たる勇名を輝かせられました。

よってここに表彰状を掲げると共に、好物のアラ煮を進呈します。

一九八四年吉日

向井孝同居人

チビ○○どの（3才）

ハチ○○どの（10才）

デン太○どの（4ヵ月）